

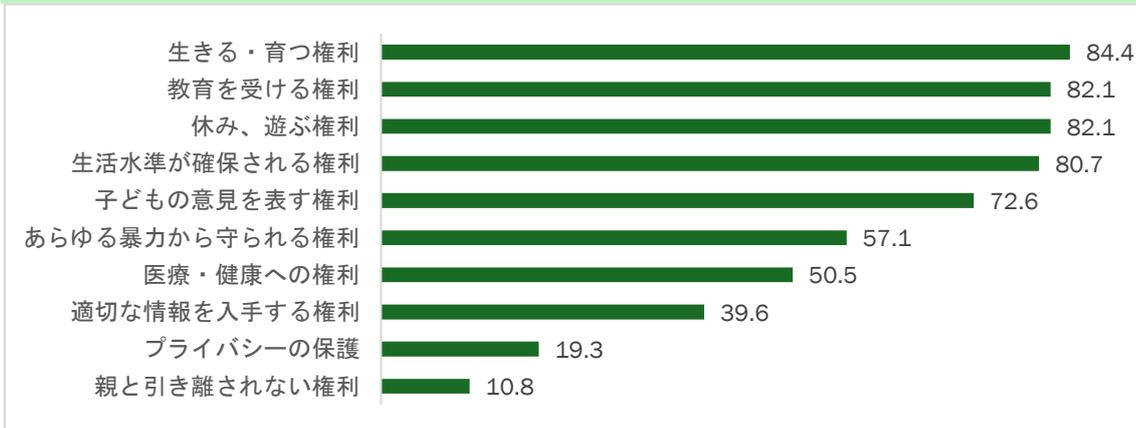
# 「精神疾患のある親と暮らす児童・思春期の子どもと親に対する 支援体制整備状況に関する調査」調査報告書

研究代表者 長沼葉月（東京都立大学人文社会学部 准教授）

私共は、2023年2月～3月にかけて、全国1741の市区町村を対象に、精神疾患のある親と暮らす児童・思春期の子どもと親に対する支援体制の整備状況を調査致しました。有効回答は212か所（12.2%）と低い水準にとどまりましたが、ヤングケアラー支援にご関心を寄せてくださる貴重なご意見をいただきました。ここに結果の概要をご紹介します。

調査は、「人権を基盤とするアプローチ」の考え方に沿って組み立てました。具体的には事例を提示し、子どものだのような人権が保障されていないかを尋ねました。その後、子どもの人権を保障するための支援制度がどの程度整備されているかについて、権利の種別ごとに尋ねていきました。

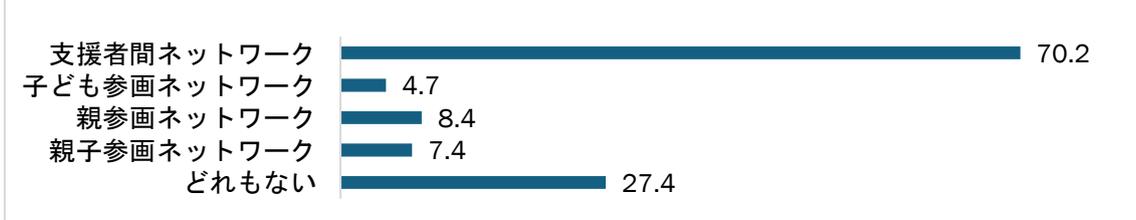
## I. 事例から子どものだの権利が保障されていないと考えるか



国が示したヤングケアラー支援のアセスメントツールでもしばしば子どもの「生きる・育つ権利」「教育を受ける権利」「休み・遊ぶ権利」等が取り上げられていますので、多くの方々が事例についてこれらの権利が保障されていないとお考えになっていました。「子どもの意見を表す権利」についても半数を超えていました。

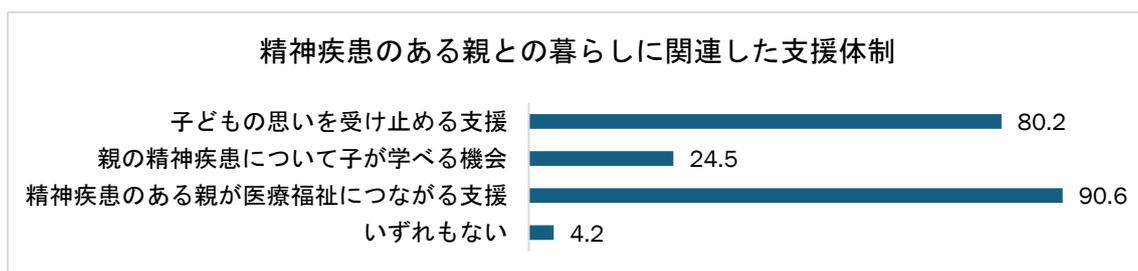
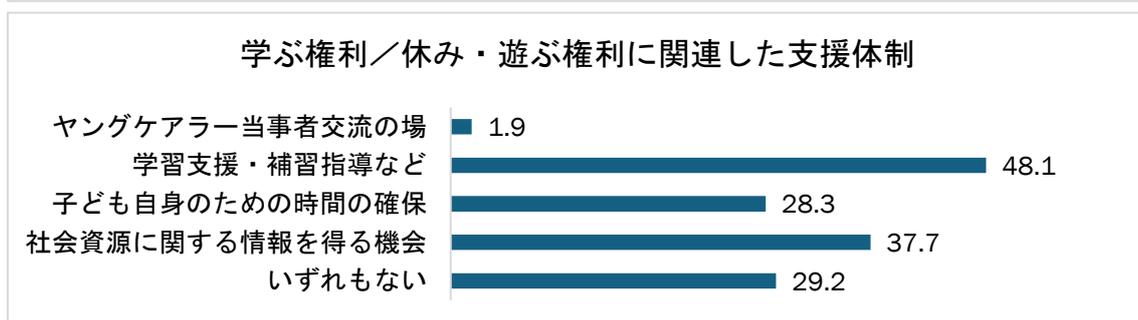
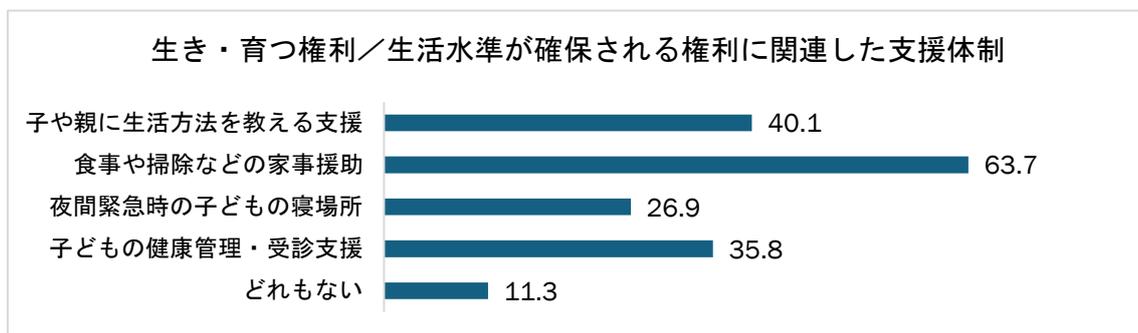
では、子どもの権利はどの程度保障される体制が整っていたでしょうか。まず多機関での支援体制を調整するネットワークの有無と、子どもや親がそこに参画できるかについて尋ねた結果を図1に示します。

図1 多機関ネットワーク体制の整備と当事者参画の状況



多機関で連携するためのネットワークは7割で整備されていました。当事者参画については体制が整っているところは1割にも達しませんでした。

具体的な支援については子どもの生きる・育つ権利や生活水準が確保される権利に関連する支援と、学ぶ権利や休み・遊ぶ権利に関連する支援、精神疾患のある親を支える子どもに特化した支援の3つに分けて整備状況を尋ねました。



家事援助の体制は6割以上の自治体で整っていましたが、夜間緊急時に子どもが休める場所の整備は3割未満でした。また学ぶ権利、休み・遊ぶ権利に関しては学習支援・補習指導の機会が多かったがそれでも半数に満たない状況でした。精神疾患のある親との暮らしに関連した支援体制については、子どもの思いを受け止める場所としてスクールカウンセラー、精神疾患のある親が医療福祉につながる支援として保健師を挙げる自治体が多くありました。

子どもの権利についての認識は広がっていますが、児童虐待対策や子どもの貧困対策から広がった支援施策は、精神疾患のある親と暮らすヤングケアラーの権利の実現には十分に行き届いていないという結果が示されました。子どもの権利と親の権利の実現に向けて、民間団体を含む地域の様々な取り組みを活用して市町村独自の取り組みを進めていくことが今後ますます期待されています。